

第 19 回国語分科会漢字小委員会・議事録

平成 27 年 10 月 16 日 (金)
10 時 00 分 ~ 12 時 00 分
旧文部省庁舎・文化庁第 2 会議室

〔出席者〕

(委員) 沖森主査, 笹原副主査, 秋山, 入部, 岩澤, 押木, 影山, 川瀬, 佐藤,
鈴木(泰), 関根, 棚橋, 納屋, やすみ, 山田各委員(計 15 名)
(文部科学省・文化庁) 岸本国語課長, 鈴木国語調査官, 武田国語調査官,
小沢専門職ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第 18 回国語分科会漢字小委員会・議事録(案)
- 2 指針タイトルの例(案)
- 3 指針目次(案)
- 4 指針の見方及び使い方(案)
- 5 第 1 章 常用漢字用「(付)字体についての解説」の考え方について(案)
- 6 第 2 章 明朝体と筆写の楷書との関係について(具体例)(案)
- 7 付 1 漢字の字体・字形に関する Q & A(案)
- 8 付 2 字形比較表及び索引 見本(案)

〔参考資料〕

- 敬語の指針(平成 19 年 2 月 文化審議会答申)

〔机上配布資料〕

- 国語関係答申・建議集
- 国語関係告示・訓令集
- 改定常用漢字表
- 漢字字体資料集(諸案集成 2・研究資料)
- 国語分科会で今後取り組むべき課題について(報告)
- 学年別漢字配当表
- 常用漢字表の改定に伴う中学校学習指導要領の一部改正等及び小学校, 中学校, 高等学校等における漢字の指導について(通知)
- 教科書体 字体・字形比較資料(平成 27 年度使用教科書)
- 教科書体 字体・字形比較資料(昭和 20 年代, 30 年代)

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認が行われた。
- 2 事務局から配布資料 2 について説明があり, 意見交換が行われた。
- 3 事務局から配布資料 3, 4 について説明があり, 意見交換が行われた。
- 4 事務局から配布資料 5, 6 について説明があり, 意見交換が行われた。
- 5 事務局から配布資料 7 について説明があり, 意見交換が行われた。
- 6 事務局から配布資料 8 について説明があり, 意見交換が行われた。
- 7 平成 27 年度第 2 回目の第 59 回国語分科会について, 平成 27 年 10 月 30 日(金)の午前 10 時から 12 時まで文部科学省 3 F 2 特別会議室で開催することが確認された。また, 次回の国語分科会漢字小委員会について, 平成 27 年 11 月 27 日(金)の午前 10 時から 12 時まで文化庁特別会議室で開催することが確認された。

8 質疑応答及び意見交換における各委員の発言等は次のとおりである。

○沖森主査

「「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針の作成について」の協議に移ります。

本日は、10月30日に予定されています国語分科会での中間報告の前の最後の漢字小委員会になります。30日の国語分科会では、本日の配布資料3～8に通しページを付けたまとまった形にしてお示しするつもりです。また、本日の検討内容までを中間報告案に反映したいと考えております。

それでは、配布資料2「指針タイトルの例(案)」を御覧ください。これは、主査打合せ会で検討した結果としてお諮りするものであります。御意見を伺った上で、委員の皆様の意見がまとまりそうであれば、この場で決定したいと考えております。

まず、事務局から簡単に説明をお願いいたします。

○武田国語調査官

それでは、「指針タイトルの例(案)」ということで、配布資料2に基づいてお話しいたします。

まず、「指針タイトル」については、前回の漢字小委員会でも御意見がございましたが、主査打合せ会では、シンプルなものにしようと考えました。

ただし、「常用漢字表」に関する内容であることが分かるようにしよう、それから、できれば学校の先生をはじめ多くの方が手に取りたくなるようなタイトルがいいだろう、また「字体についての解説」というものが「常用漢字表」に既にありますので、それとかぶらないようにした方がいいだろう、そういった辺りを検討していただきました。

当初は、例えば「常用漢字の書き方」といったタイトルも話題になりました。ただ、例えば学校の先生などが御覧になったときに、手に取りたくなるようなタイトルだとは思いますが、「書き方」と言うと、プロセス的なもの、書き順などが入ってくる。しかし、これはそういった内容ではない。ですから、「書き方」というのはどうだろうかとなり、「常用漢字の考え方」というような案が出てきました。ただし、この指針そのものはやはり「常用漢字表」の字体についての解説をさらに詳しく説明するものですから、「字体・字形」という言葉から離れてしまうのも問題だろうとなりました。

主査打合せ会の原案として二つお示ししていますが、どちらかというとな下の方、「字体・字形の指針」、副題として「常用漢字表の考え方」がいいかとなっております。

ただ、副題を付けた方がいいのかどうかということ自体も御意見を頂きたいと思えます。参考資料の「敬語の指針」ですが、これは非常にシンプルに「敬語の指針」というタイトルです。ただ、これは敬語のよりどころのよりどころとして作ったもので、これを基にしていろいろなお考えの下、様々な本、解説など、そういったものが書かれております。

今回の指針に関しては、やはり「常用漢字表」の中での説明ということがありますので、「常用漢字表」という言葉が中に入る必要があるだろうとなっております。

○沖森主査

まず、ただいまの説明に対する質問がございましたら、お願いします。

(→ 挙手なし。)

ないようですので、では意見交換に入りたいと思えます。副題を付けるかどうか、また、副題の内容はどうするのかという問題は少し後にいたしまして、まずは主タイ

トルの「字体・字形の指針」というタイトルについて御意見，御感想を含めて頂ければと思います。何か御意見，御感想等ございましたら，お願いいたします。

○岩澤委員

説明がありましたシンプルなもの，「常用漢字表」に関するものだと分かるものということと言うと，上の方は「常用漢字表」かどうか疑問です。ただ，順番に資料に挙げられているのだから，検討の段階では上の方が優先しているとも思えるのですが，今の説明ですと，下の方がいいかということになります。

が，これではいけないでしょうか，「常用漢字表 字体・字形の指針」。要するに「常用漢字表」についての話です。御提案のものは「常用漢字表」が後ろに来て，副題に入っているのですが，副題が必要かどうかという話が先ほどありましたが，「常用漢字表」についてのものということストレートに言って，「常用漢字表 字体・字形の指針」では何かまずいのでしょうか。そういう検討はされましたでしょうか。意見とともに伺いたいと思います。

○武田国語調査官

今おっしゃっていただいたタイトルそのものについては，話題にはなっておりませんが，先ほど申し上げた「シンプル」ということと「常用漢字表」ということが両方入っておりますので，ここで御議論いただきたいと思います。

○沖森主査

私から付け加えますと，ただ今の御意見のようなものは，それとなく話し合われたというところもございしますが，岩澤委員のお考えですと，「常用漢字表」の後に1字空けて付けるということなののでしょうか。

○岩澤委員

ええ，空けてもいいのではないかと思います。

○沖森主査

続けるのではなく，1字空けるということですね。

○岩澤委員

空けるのか，空けないのかは，いろいろと表現の仕方はあると思いますが，素直に考えればそれでいいのかなと思います。いや，そうではないという御意見があるのかどうかですね。

○関根委員

主査打合せ会で，今後，いろいろなものに引用されることを考えると，なるべく短い方がいいという意見も出ていました。そういう意味もあって，あと副題まで引用しなくても可能ということもあるし，そういう意味でも副題の方に「常用漢字表」が入っていればいいという考え方もあるかと思います。

もう一つは，「常用漢字表」に基づいているというのは，ある意味で当たり前というか，ここでやるわけですから，当然ということもあります。そういう意味ではシンプルに「字体・字形の指針」を出して，副題を付けるかどうかはともかくとして，副題まで引用しなくても引用は可能だという点では，後ろに付いてもいいかという考え方もあるかと思います。

○岩澤委員

私は一般の人には、やはりいきなり「字体・字形の指針」と言われても分からないかと思うのです。ですから、付いた方がいいのかな。付くのだったら、前の方に付いた方がいいのかなと思うんです。

それと、ほかにもまだ、例えば「常用漢字表 字体・字形の考え方」という表現の仕方もあるかなとか。まだ幾つか考えられそうです。「指針」という言葉でなければいけないのかどうか。ほかの方の意見を聞きたいと思います。

○佐藤委員

私は、「常用漢字の形の指針」というようなものいいかと考えておりましたが、副題にあれば、それでいいのかなと思いました。

そのときに出てきたのは、先ほどもありましたように「常用漢字表」に字体についての説明があるので、それと余り近くなりすぎないようにということがあったと思います。しかし、今の岩澤委員の御提案のように前に持つてくることも十分考えられる。「字体・字形」だけでしたら、確かに仮名文字だって字体・字形ですし…と今は思いました。

○納屋委員

私も今回説明を聞いて驚きました。上に書かれているものが主査打合せ会で主となっているのだらうと思っていました。しかし、「常用漢字表」をどうしても残したいという考えも分かりますが、書かれている内容は、「常用漢字表」を超えていると思います。「常用漢字表」を十分意識して、旧字体についても、教科書体についても、分かりやすくなっています。だから、「字体・字形の指針（報告）」で大丈夫だと思います。

○秋山委員

学校現場でこれが活用されていくことを期待したいと思っています。

とすると、やはり「字体・字形の指針（報告）」だけでは、多くの教員が手を伸ばすかというところ、ちょっと疑問に思うところがあります。「常用漢字表」の存在がだんだん分かってきているわけですから、それを読み込んでいく中で、今後、学校でどういうふうに指導していくか、習得の段階でどう活用していくかということを示唆したいと思っています。やはり私は、「常用漢字表」という言葉は残していただきたいと思っています。その方がより広がっていくのではないかと思います。

○川瀬委員

「常用漢字表」がやはり決まりの言い方になるのですか。中身の意味としては漢字の書き方なのかと思うので、例えば「常用漢字 字体・字形の指針」というのは、やはり慣例として「表」という言葉がないと、何となくトータルな意味だぞということが分かりにくいものなのではないでしょうか。

○武田国語調査官

実は、そこも主査打合せ会の中で話題になりました。「常用漢字」という言い方は便宜的に使われていますし、学習指導要領の中にもありますし、今回の指針の中にも何度も出てくるのですが、できればタイトルには「常用漢字表」という形の方が落ち着くであろうという、そういう議論がございました。

○川瀬委員

分かりました。

○沖森主査

ほかに御意見等ございませんでしょうか。

先ほど、主タイトルについてと申し上げたのですが、副題の問題も併せてこの全体のタイトルについての御意見を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○川瀬委員

副題として見ると、何か「指針」という言葉と「考え方」という言葉が何となく近いのかなという気もします。「指針」という公文書ならではのニュアンスはあると思うのですが、例えば「常用漢字表をどう見るか」とか、「どう捉えるか」とか、何となくもうちょっとお客さんが手に取りたい雰囲気があってもいいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。言葉の好みの問題になるので、皆さん、いろいろなお考えはあると思います。

○佐藤委員

主査打合せ会では話題にはならなかったのですが、今日議論する中で、関係するものとして漢字の「才」と片仮名の「オ」とか、片仮名の「ヒ」と漢字の「化」のつくり「ヒ」のことが問題になるのではないかと、今、考えているのです。

つまり、そういうものへの広がりまで考えているのかということにならないとも限らない。だから、漢字であるということをやはり示す必要があると思っています。ですから、納屋委員がおっしゃるように、「常用漢字」より広いのであれば、「漢字」にすればいいと思います。

○納屋委員

大賛成です。漢字全体にまで話が及んでいると思いますので賛成です。「漢字の字体・字形の指針」は大変いいと思います。

○沖森主査

今の御意見ですと、「常用漢字表」というのはタイトルから外して、なくていいというお考えですか。

○納屋委員

はい。内容の「見方・考え方」のところで十分触れられていると思いますし、説明が付いているものと考えます。

○鈴木（泰）委員

今の議論を聞いていて、「字体・字形の指針」というだけだと、確かに対象が非常にぼやけるので、やはり「漢字の」を入れておいた方がいいと思います。

というのは、「常用漢字表」の中にある字体の指針は、「常用漢字表」の中に入っていますから、当然、漢字のことに決まっています。これは、この「常用漢字表」とは別に出すものだから、別のものかということ、やはり漢字についてのことだということはどこかではっきりしておいた方がいい。だから、「漢字の」を頭に付けるだけで、「漢字の字体・字形の指針」で終わらせるか、副題で「常用漢字表」を付けるか、どちらかになるのではないかと思います。

○佐藤委員

そういうことでめぐりめぐっています。つまり、最終的に後ろに例として挙げるものは、常用漢字です。ですから、「漢字の字体・字形の指針」として、この出発は「常用漢字表」であるから、それを副題に付けようということで、最初の「漢字」を省略しても、「常用漢字表」と出てくるからそれでいいとなった。そういう経緯でこの下の段の提案になったと私は考えています。

それでもやはりタイトルの主題だけで捉えるということがあるならば、主題の方にも「漢字の」を付けて、副題に「常用漢字表の考え方」と、非常に長いですが、そうするのが一番丁寧だと。つまり、「常用漢字表」の考え方を常用漢字以外の漢字にも及ぼしているのだから、先ほどの納屋委員の御発言も外れてはいないと思います。

○入部委員

恐らく、この後に議論される指針の目次と非常に関係しているのかなと思うのですが、配布資料3を見ますと、第1章から「常用漢字表「(付)字体についての解説」の考え方」とずばり出てきます。やはりこの「常用漢字表」という言葉を外すのは、ページをめくって目次を見たときに違和感はあるかと思しますので、逆に私は、極端に「常用漢字表の考え方」が主でもいいぐらいかと思っています。目次との整合性は大事かと思っています。

○沖森主査

主査打合せ会でも、基本的に「字体・字形」という言葉、そして「常用漢字表」という言葉は残さなければいけないだろうと。そして、どこに配置するかということも議論していました。

「常用漢字表」ではなくて「漢字」というだけでいいという、そういう考え方もあるかと思いますが、この配置をどうすればいいのか、岩澤委員のお考えですと、最初に持ってきた方がいいと。主査打合せ会では、副題の方でいいだろうと。言っていることは同じなのですが、どちらの方が格好がいいかという、そういうことなのかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○影山委員

これが一冊の独立した冊子となるのならば、「常用漢字表」を前に持っていかないと目に留まらないと思います。

○沖森主査

いかがでしょうか。そろそろ何とかまとめたと思いますが。（→ 挙手なし。）

まだ時間はありますので、本日御議論いただいたことにつきましては、今後、反映させていきたいと思っております。取りあえずは、従来呼んできました「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針を、中間報告では用いることにいたしまして、タイトルについては引き続きまた御議論いただくということでいかがでしょうか。ほかにも重要なことがございますので、何とぞ御了承のほどお願いいたします。（→ 了承。）

では、続きまして、配布資料3「指針目次(案)」と配布資料4「指針の見方及び使い方(案)」に関する協議に移りたいと思っております。

配布資料3は、前回までに頂いた御意見に沿って主査打合せ会で練り直したものです。配布資料4は、前もってお送りしてあるかと思っております。その後、修正した点なども含めて、事務局から簡単に御説明いただき、その後、意見交換に移りたいと思っております。

○武田国語調査官

まず、配布資料3「指針目次（案）」から御説明いたします。

大きく変わったところが、まず第1章の6のところ、これまで「漢字の正誤の基準と「整い方」「丁寧さ」「美しさ」「巧みさ」などの観点について」がありました。これを主査打合せ会で、ここからは削り、第1章の2の中に文言を加えるということと、それから、「Q&A」で対応するというをお話いただきました。

「Q&A」は、今65問できていますが、その中にはまだ入っていないで問い番号は付いておりません。具体的には、2ページ目を御覧ください、「（付）1 漢字の字体・字形に関するQ&A」、この1の（5）にこういった形で問いのグループを作ってはどうか。これは、主査打合せ会の中でも、漢字の正誤とその他の観点という問題については、非常に大事なことであろうというお話をずっとしていただいていたことを受けて、目次でも分かるように（5）としました。

これは、第1章の「常用漢字表の考え方」というところに入れておくのはどうかということがあって、そこに置くよりは「Q&A」の方に出した方がいいという判断です。ただ、このタイトルについては、指針を手にとった方にちゃんと見ていただく必要があるのではないかと、目次の中に入れていくのが大事なのではないかと、ここに（5）として新たに問いを立ててはどうかとお話を頂いたことを反映しております。

それからもう一つ。第1章の最後のところに字体・字形に関しての解説がありましたが、これは最後の「参考資料」の方に持っていくのはどうかということになりました。当初は章の中でしたが、章末になり、最後の参考資料になり、だんだん下に下がってきていますが、そのようになっております。目次全体の構成に関しては以上です。

配布資料4「指針の見方及び使い方（案）」ですが、これは前回もお示ししたのですが、今回のものは主査打合せ会で更にお話をいただいた上でお出しするものです。大きく変わったところは、「構成要素」という言葉を「指針」の中では使いますが、この説明を外に出して、一番下に注のような形で目立つようにしたところです。

なお、「構成要素」については、棚橋委員から御教示いただいたのですが、学習指導要領の解説などでも「構成要素」という言葉が使われています。ここでは、この「指針」なりの定義をしていますが、特に教育の現場などでは既に使われている用語でもあることをお知らせしたいと思います。

○沖森主査

それでは、ただ今の説明に対して、御質問等はございますでしょうか。

（→ 挙手なし。）

ないようでしたら、協議に移りたいと思います。本日は配布資料3及び4、これを一括してどちらでも結構ですので、御意見、御感想を頂きたいと思います。

○川瀬委員

配布資料3「指針目次（案）」の文言なのですが、ほぼ全ての行に「…について」か「…に関する例」という言葉が付いておりますが、これは取ったら、見た目ももっとすっきりするかと思います。特に、第2章の「3 ^{みんな}明朝体に特徴的な表現の仕方があるもの」のところなどだと、「…に関する例」を取ると、「（1）折り方」、「（2）点画の組合せ方」というふうにできます。

目次は、こういうものでどの程度使うかはよく分かりませんが、見た目として、

どんな内容かという気持ちで開ける人にとっては、できるだけ文字が少ない方が分かりやすいかと思いました。

○武田国語調査官

今御指摘いただいた点については、机上に積んであります「改定常用漢字表」の冊子を御覧ください。「(付)字体についての解説」,(17)ページになりますが、この「指針目次(案)」で使っている文言は、この「字体についての解説」のままなのです。つまり、第2章の「2 明朝体のデザインについて」とありますが、これは、(17)ページの「(付)字体についての解説」の「第1 明朝体のデザインについて」、その後の「(1)へんとつくり等の組み合わせ方について」は、この(17)ページの「1 へんとつくり等の組合せ方について」に当たることとなります。

そこは愚直に合わせていますが、もちろん指針はまた別であるということであれば、落とすことも考えられるかと思しますので、またそこは主査打合せ会で検討していただきたいと思えます。

○沖森主査

この「改定常用漢字表」の目次を見てもみますと、確かに「…について」と付いている場合もありますが、そうではないものも実はたくさんあると、今、気が付きました。今回の指針の第1章などは全てについて「…について」というのがありますが、これを取ることも十分考えられるかと思えます。

ほかにございますでしょうか。配布資料3「指針目次(案)」及び配布資料4「指針の見方及び使い方(案)」についての御意見を頂ければと思えます。いかがでしょうか。

○納屋委員

確認ですが、今日は「はじめに」は出ていないのでしょうか。

○沖森主査

第1章の前に付けるという意味の「はじめに」は、ないです。

○武田国語調査官

前にもお話ししましたが、「はじめに」は、これまでの審議の経緯や経過、そういったものを書くところになります。指針の取りまとめの段階になったときに御検討いただこうと考えておりますので、現段階では出しておりません。

ただ、中間報告という形で出しますので、その中間報告段階の「はじめに」というようなものが必要であるという考え方もあるかもしれません。もしそういったものが必要である場合には、中間報告までに主査・副主査の下で作成しまして、事前に委員の皆様にお送りして了承を得ることはできるかと思えます。

今回出していないのは、取りまとめの段階になってから記述する予定ということからです。

○納屋委員

それは分かりました。

「はじめに」を今度出されるという前提で申し上げます。私は、この「指針」が「常用漢字表」の手当てという段階というか、内容を超えていると思えます。そして、「常用漢字表」の諮問の段階から手書きについて書かれていました。その大変

いい「指針」になるだろうと思っております。

以前にも発言しましたが、下村前文部科学大臣のまとめた「文化芸術立国中期プラン」が示され、今年の5月の段階で、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」として閣議決定されています。

「文化芸術立国中期プラン」の15ページ、「第4節 施設・組織、制度の整備」の「施策⑤ 国語施策」に「国語施策の充実を図る。」と1行だけあります。第4次も含めた基本方針の方では、以前から、「国語の正しい理解」と入っていたと思います。今回の指針の位置付けとして、この「文化芸術立国中期プラン」や第4次基本方針の取組として始まっているという位置付けの方がよろしいと考えています。だから、「はじめに」のところでそういう位置付けの説明をしていただきたい。「敬語の指針」は、文部科学大臣の諮問に対しての答申でした。今回は、「常用漢字表」の手当てという位置付けで動いています。しかし、そうではなく、「文化芸術立国中期プラン」の中の位置付けとしておく方が、今後の施策の在り方としても確かなものになると思います。

もう一つ、「文化芸術立国中期プラン」の11ページ、「施策⑦ 他の施策分野との連携、関係省庁間の連携等」です。この最初に、「文化芸術が広く社会への波及力を有することを考慮すれば、教育、福祉、地域振興や観光、産業振興、文化外交など他分野との連関を踏まえた領域横断的な施策の実施が求められる。」とあります。これは日本語を世界に発信していこうという視点につながると思います。こうしたことと関係して、教育にも地域振興や、観光などといった施策の連携がもたらされるだろうと想像します。この点、質問でもあるので、沖森主査又は事務局はどうお考えなのか。お願いします。

○武田国語調査官

今、お話にあった第4次基本方針は確かに5月に閣議決定されましたし、「文化芸術立国中期プラン」の中に「国語施策の充実を図る」という文言はございます。もちろん、そういった国の文化政策全体の中において、御審議いただいているものであるのは間違いありません。そこの書きぶりは、今後また検討していただければと思いますが、ただ、今回の御議論は、「国語分科会で今後取り組むべき課題について」という報告の中で「常用漢字表」に関する手当てをするのだという項があり、それに基づいてやってきたということがまず前提としてあります。

また、かつての国語審議会が報告として出してきたもの、あるいは報告まで行かない、会議の中の参考資料といったものが、比較的、国の表記などを動かしてきたという面もあります。ですから、国語分科会で御報告いただくことができれば、それはそれなりの力を持って国全体に波及していくのではないかと考えております。

○納屋委員

国語分科会の折、漢字の字形のことを取り上げるとなったとき、日本語教育の委員の方から、「重要度が低く、優先順位の低い話題を取り上げられてどうするのですか。」というような御発言がありました。私はそうじゃないと思います。これからの日本をしょって行く若い人たちには間違いなく字形の問題は大事だから、十分に取組まなければならないのだと思います。

そういう経過を受けて、この「文化芸術立国中期プラン」の一環として他省庁と連携をするのは当然のことだと思います。その根を作っておく方が大事なのではないかと考えます。これは非常に大きくて、今後の私たちの国の在り方にまで影響してくるだろうと思いますので申し上げました。

○川瀬委員

個別のところでは恐縮なのですが、第2章の2の「2付」のところですが、「第2章 明朝体と筆写の楷書との関係について」と始まっていて、「2付」のところは「手書き文字の…」で始まっています。本文のタイトルとも、中の項目タイトルとも関わってくるので、御検討いただければという程度なのですが、例えばこれ、「明朝体のデザイン差と共通する手書き文字の書き方」とか、「手書き文字のバリエーション」といったように、「明朝体のデザイン差」が先に来た方が、流れとしてはしっくりくるかと思いました。

あと、この「もの」という平仮名だけが2行目に来ているのが、ものすごく残念な感じなので、本文の項目を含めて圧縮することもできるのではないかと思いました。

○関根委員

今のところに関してなのですが、「2付」というこの言い方自体がちょっと分かりにくいのではないかと思います。

元の「常用漢字表」に倣ってやっているのですがこういう形になっているのですけれども、「付」というのが多いので、確かに流れからいうと「付」なのですけれども、ただ、筆写についても、中心的に書いているわけだから、必ずしも「付」ではないかなという気もします。そうすると、その「2付」を外して、上の「2 明朝体のデザインについて」という同じ階層の感じで見出しを立てることも可能かと思えます。そうすると、2行目の「もの」も直るのではないかと。

○川瀬委員

ゴシックの「3」にしてしまうということですか。

○関根委員

そうです。何かちょっと工夫してもいいかなと思いました。

○納屋委員

「指針目次（案）」についてですが、関根委員がおっしゃった「2付」はやはり分かりにくいです。分かりやすくするという観点から、もう一度主査打合せ会で検討していただくと大変有り難いと思います。

もう一つ、別の観点ですが、配布資料4「指針の見方及び使い方（案）」についてです。ここについて、棚橋委員が「構成要素」について指導要領解説にも使われている言葉だとおっしゃっていて、それを強調するため一番下に枠組みされているのだと思います。前回のように、2番目のところに書いていた形でなぜいけないのでしょうか。更に強調したいという何か議論でもあったのでしょうか。普通であれば、2番目に挙げていただいて当然です。解説にあったとしても、こんな形で「構成要素」という言葉を前面に立てて「常用漢字表」で扱ったことはないのでは十分かと思えます。2に戻した方がいいと思います。

○沖森主査

主査打合せ会では、目立たないように下に持っていったということなのですが…。御回答、説明をお願いします。

○武田国語調査官

わざわざこの「指針の見方及び使い方（案）」の番号を振ったところに置く必要

はないであろう、一番下に出してはどうかということもありました。ただ今回、タイトルを付けたり、枠で囲ったりしていますので、目立つ形にかえてなくなってしまっているのかもしれませんが。

「構成要素」という言葉が、例えば主査打合せ会の中で話し合われたのは、例えば今回、「指針」が挙げる「構成要素」が、辞書などで取り上げられることになるまでは想定していません。ここでは説明のために便宜的に使っているのだということをごきちんと押さえておく方がいいであろうということで、ある程度目立たせながら、しかし、番号の外に出したということです。

○沖森主査

これは基本的に2の2行目に「構成要素」という言葉が出てくるので、これに対する注という位置付けで下に持っていったということですが、かえて目立ってしまったという御意見を頂きました。なるほど、そのとおりだという気もいたします。また検討してまいりたいと思います。

○納屋委員

その検討のときに次のことも考えていただきたいと思います。配布資料6「第2章 明朝体と筆写の楷書との関係について（具体例）（案）」にも、「なお、ここで用いる「構成要素」とは…」とあります。第2章においても「ここで」とひっそり言うのは変だと感じます。前書きの段階から「見方」のところで言っているのですから、ここでは書かなくていいと思います。もっと自信を持った方がいいと思います。

○岩澤委員

これは第2章のタイトルとも関係あるのですが、本文で「筆写」という言葉を「手書き」という言葉にほとんど変えましたね。最初は「筆写」になっていたのを、ほとんどの表現を「手書き」に変えました。

しかしタイトルが「筆写(手書き)」となっています。本文の方で「手書き」と言っているのに、タイトルは「筆写(手書き)」です。これを読んでいると、書いている内容からすると「手書き(筆写)」じゃないかと思います。何でここまで本文を変えたのに、タイトル等は相変わらず「筆写(手書き)」にしているのかという感じがします。

○沖森主査

私も、少しその点について申し上げたところもあるのですが、いかがでしょうか。

○武田国語調査官

主査打合せ会で、「筆写」という言い方と「手書き」という言い方が両方あって、分かりやすいのは「手書き」であろうということになりました。そこで直せる限り「手書き」に直しました。「筆写(手書き)」が残っているのは、これは元の「常用漢字表」に遠慮しているということです。

先ほど、川瀬委員の御発言もありましたが、その辺り、直せるところは直した方がいいということであれば、「手書き」というものを前に出して、より分かりやすいものにしていくという考え方もあるかと感じました。

○沖森主査

よろしいでしょうか。（→ 挙手なし。）

それでは、配布資料3と4につきましては、今後、「指針」の第1章、第2章以降に関する修正等もあれば変更が生じてくるところもあろうかと思えます。そこで、月末の国語分科会での中間報告では、本日の意見を反映したものを取りあえずお示ししたいと思っております。御了承いただきたく思います。（→了承。）

それでは、次に移りたいと思えます。配布資料5と6、試案の第1章と第2章に関する協議に移りたいと思えます。こちらは前回までに頂いた御意見に沿って主査打合せ会で練り直したものです。前もってお送りしてあるものですが、修正した点などについて、事務局から簡単に説明していただいた上で意見交換に移りたいと思えます。

○武田国語調査官

前回までに重複感があるところや、長い、冗長であるところを切ってきましたが、今回も更に短くなっています。第1章に関しては、先ほど申し上げたように「6」に当たる部分がなくなっております。

主に変更したところを申し上げます。これはお送りする段階で変更してあったものと、それから、その後で少し直したものと、両方あります。

まず、2ページ。一番上に、以前は、当用漢字表のときには印刷字体と筆写字体とをできるだけ一致させるという考え方があった。ところが、「常用漢字表」では印刷字体を中心に字体を示しているのので、そこで当用漢字表と少し方針が変わったといったニュアンスのことが書かれていました。が、字体・字形についての考え方自体は変わっておりませんので、そういった、少し方針が変わったという部分を削除してあります。

それから、3ページ。下から三つ目の「字体は…」で始まる段落です。この後半、「仮に字形の整い方が十分でなく」以降の4行ですが、これが先ほどから申し上げている「6」を削って、こちらにそのエッセンスを移したところでした。

同様に4ページ。上から2行目の「その際、一つの字形を推奨し…」というところも、「6」のエッセンスをこちらに移した部分になります。

7ページ。学校の教育に関して直接言及しないということとともに、この指針の内容は教育関係者によく知っていただくことが大事だという話がありました。その中で、万が一、学校の先生方が今、一所懸命やっつけらっしゃるのを邪魔するようなこと、何か否定するようなことにはならないようにということもありました。したがってここに最後の方ですが、「とめ」「はね」「はらい」などをしっかり指導することが効果を上げてきたということを書いております。これは、ヒアリングのときにもお話がありましたので、それをここに少し加えました。

もう一つ、最後のページです。これは先日の主査打合せ会の後に、主査打合せ会の委員から、「手書きの文化」ということに関して少し弱いのではないかと、特に運用の面について何も触れていなかったのので、少し触れてはどうかという御提案を頂きました。それをここに少し書き加えました。「(5)文化としての「手書き」について」の3段落目、「手で書くということは日本の文化であるという観点については…」という辺りの最初の4行ほどです。

以上が、第1章に関しての変更点になります。

次に、第2章です。こちらは先ほど岩澤委員から御指摘がありました。まず、全体的に「筆写」という言葉を「手書き」と直しています。これはここだけではなく、「Q&A」なども含めて全体にわたって「手書き」という言葉をなるべく使うようにしています。

また、特に今回、漢字の示す順番などをもう一度確認し直しました。ただ、明朝体で示した細かいところについては、まだまだ何度も見直さなくてはいけないと思

っているのですが、漢字の示し方の順番などを見直してあります。

細かいところをいろいろ修正しておりますが、ここに挙がっている手書きの文字については、今後また全て書き直して新たに作成し、中間報告の段階ではこのままになると思いますが、最終的には、もう一度、この字については新しいものをお示しすることになると思います。

○沖森主査

では、ただ今の説明に対して、何か御質問等ございますでしょうか。

(→ 挙手なし。)

では、協議に移りたいと思います。

まず、配布資料5「第1章 常用漢字表「(付)字体についての解説」の考え方について(案)」について検討したいと思います。どの点でもかまいませんので、御意見、御感想等ございましたら、御自由に御発言いただきたいと思います。配布資料5につきましては、6節立てだったのが5節になりましたが、全体を通していかがでしょうか。

○納屋委員

第1章はタイトルとの関係があると思います。「常用漢字表」の「(付)字体についての解説」に位置付け、その中でこの指針が作られているのだということを言っています。が、2ページの最後の「しかし」以降、ここが過去のことへこだわりすぎだと思えます。つまり、将来に向けて「指針」を活用していくとき、60年の間、十分に社会に理解されているとは言い難いと書かれていますが、そうではないと思いません。

こうした印刷文字の字形の安定が、60年近くの間、私たちの手書き文字を育て、社会における情報交換の中でも大いに役立ってきたという証^{あか}しだと思えます。ここでは教科書体の価値は、何も触れられていないのですが、私は逆に、教科書体をこれだけの努力で作っていることが、手書きの文化を下支えしていたのだらうと思えます。ですから、2ページの最後のところは、考え方が十分理解されず、細かなところばかり気に掛けるような妙な世知辛い世の中になっているという書き方ですが、そうではないと思えます。教科書体がなければ、手書きの形はなかつたらうと思えます。

昨年、田中委員が、「常用漢字表」そのものを教科書体に変えたらどうかというような言い方をされました。そのとき、私はちょっとびっくりしました。国民が必ず味わっている義務教育段階で目にしている漢字の形が、「常用漢字表」には出てこなかったことを、ここで初めて指摘されて、なるほどと思っています。こういった努力が今までの文化を下支え、構成していると、十分な言葉を添えた方がよい。今後とも手書きの文化と、活字、あるいはフォントといったデジタルの世界と両立できるという位置付けにするのがふさわしいと思いました。

○川瀬委員

納屋委員のお話を伺っていて、なるほどと思ったのですが、私自身、個人的には、ここの最後の1のまとめのところはすごく好きでした。新参加者で参加して、「一体これは何をやっているのですか、この会議は」と聞いたときに、漢字は骨組みが合っていれば正しいんですよということをもう一度ちゃんとみんなに分かってもらおうよ、いろいろなバリエーションがあるんだよ、と言いたいということは何となく理解してきました。その意味で、学校の教育現場に携わっている方がお詳しいと思いますが、確かに「はねる」とか、「とめる」とか、細かいところにこだわる人が

多くなっている中で、この下からせめて5行ぐらい、「漢字を手書きするときの習慣と…」以降は、是非残してほしいと思いました。むしろ何か一番前に持っていきたいぐらいの気持ちがあります。

○沖森主査

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。（→挙手なし。）

では、続いて第2章についても御意見を頂ければと思います。もちろん第1章も含めてで結構です。第1章、第2章ともにでも結構ですが、御意見を頂きたいと思っています。

第2章の方、主として具体例を挙げたものですが、何か御意見、御感想等ございましたら、お願いいたします。

○笹原副主査

13 ページですが、第2章は具体的な字形－構成要素と字形が示されるところなので、非常に重要なところか、参照されるところかだと思います。

例えば、上の方を見ますと、「入」という字があって、「明朝体の例－手書きの楷書の例」で、「込」が先に来ています。その後に「入」という、基本を成す部分が後ろに来る。恐らくこれは「常用漢字表」の50音順に従って漢字を拾ってくるようになるのとよく理解できるのですが、一般的な感覚からすると、「入」が先にあって、それにしんにゅうが掛かっているのが次に来るという方がよいのではと思います。

その下の「八」などもそうでしょう。「公」があって、「船」があって、「八」が来る。「八」が最初にある方が自然に表を見ることができると感じたのが1点です。

あと、その「入」に関連して下の部分です。「史」があって、「之」という字があって、そして恐らくゴシック体になると思いますが「入」があって、その後に平べったい「入」が入っています。それについては※が付いていて、「詮」「喩」など、明朝体の「入」とそれを手書きした際の「八」の字形の差異は…」ですが、いろいろなふうに見えてしまいます。印刷の関係もあるかと思うのですが、「入」を手書きにしているものなのか、「人」なのか、それともどちらでもない山形のようなものなのか。何かと新たな解釈を生むと余りよくないところだと思うので、恐らく山形のようなものを意識されているとは思いますが、筆の入り方がどうしても手書きだと入りがちなので、ここははっきりさせてしまった方がいいかと思います。

また、明朝体の筆の入りがある形も、一般的にはこれを見ると片仮名の「ス」のように解釈する人が結構います。実際、「久」という字もこのような形の明朝体を別の箇所を示していますね。したがって、「付」と書いて、「右はらい」ということをここでは意図していないのだということを、くどいようですが明記された方がいいかもしれません。この資料がやがて独り歩きをしていろいろな人の目に触れたときに、新しい解釈が生まれて、新たな誤解が生まれるなんことがあってはいけないと思いますので、ちょっとくどいようですが、そのようにされるといいかと思いました。

○納屋委員

今の笹原副主査がおっしゃったことは「Q & A」には反映されているのでしょうか。「ス」と「久」の筆の使い方について。書き方については言いにくいかもしれませんが、形の上でも片仮名の「ス」と似ているという指摘をしておくことが必要です。それから、先ほど佐藤委員がおっしゃった「才」と「オ」、「ヒ」と「化」

について。やはり「Q & A」で触れる必要はないのでしょうか。

○武田国語調査官

「Q & A」には今の段階ではありません。片仮名と漢字の関係ということは書いていませんので、是非加えたいと思います。

○納屋委員

今、笹原副主査が「3 明朝体に特徴的な表現の仕方があるもの」について指摘されましたが、10 ページから後はパターン化されていて、教育の関係に携わる方は、絶対見ると思います。

ここについて、10 ページの例で申し上げます。「(1) 折り方に関する例」の「ア」の表組みの「構成要素の例」という「の例」が要るのか、これが分からない。その次の「明朝体の例—手書きの楷書の例」, 「の例」は必要なのか。それから、実際の例を挙げた後に、全部に通じるのですが「など」が付いている。つまり「常用漢字表」の中では、こういうものがみんなあるが、一部しか載せていないということを行っているのだと思いますが、表外で「主なものを挙げた。」と記述すればよろしいと思います。

次に、この表そのものについて、「ム」と「幺」が構成要素になっていて、その下に「◇ 上記を含め、同様に考えることができる漢字の例」とあります。「ム」と「幺」が書いてあって、「亥」が違うということ、広げたということを行っているのでしょうか。だから、「1 ム」、「2 幺」、「3 亥」と番号でも付けてくれると、分かりやすいと感じます。

また、「雲」については上に載っていて、「育」は上では指摘がないから、ここで見てくださいますと言っているらしいのですが、次に「雲」があって、5 字後に「去」、それから「公」がある。「常用漢字表」の並べ方に従っているかと思いますが、上と下の関係を分かりやすくした方がいいと思います。

○武田国語調査官

また御検討いただきたいと思います。

○沖森主査

「例」という言葉があるのは、全部挙げてはいないということですが、「など」が必要かと言われると、確かにそういった解釈もあろうかと思えます。また、表外の注記を見ないと、では、これだけかと思われてしまうので、「など」を付けておいた方がいいだろうという、そんな考え方もあるかと思えます。

○武田国語調査官

「など」については、うるさいほど付いていますが、これは二つ考え方があると思えます。一つは、一括して示せば十分であるということ。一方で、これまでどうしてこういう事態が起こっているのかを考えたときに、例えばこれが推奨されるべき字であるという捉え方をされたときに、こうでなければいけないのかといったことが起きてきたのではないか。そういうことが起きないように、これまでではしつこいくらいに「例」や「など」という言葉を繰り返しております。その辺りも、今後、御検討いただいて、必要なところにだけということであれば、そのようにしたいと思えます。

○納屋委員

今の表組みのことでありませんが、「1 筆写（手書き）の楷書と明朝体の歴史について」は、とてもよく分かります。

「2 明朝体のデザインについて」のところですが、※の付け方にもう一工夫してほしいと思います。例えば5ページに、「⑧その他」の「次」の字に※を付けていますが、この※は下の※と対応しているのでしょうか。

少し上の「⑥ とめるか、ぬくかに関する例」の※については、多分、「とめるか、ぬくかに関する例」全体のことについて言いたいのだと思いますが、分かりにくいです。だから、⑥の例の後にもくどいけれども※を付けた方がいいと思いました。それから、7ページが一番下の③のところ。「家」にも※が付いていいと思います。※は8ページが一番上に書いてありますが、これは「家」の字形のことについての※かと思いますが、※のよりどころがないと分かりにくいと思います。8ページ（3）の③「競」，「災」も同じです。御検討いただきたい。

○川瀬委員

逆に、※を付けすぎなのではないですか。なくても十分に分かると思います。

○沖森主査

※はなくても、注記という形で出ていればいいということでしょうか。

○川瀬委員

説明として上に漢字が書いてあって、それぞれに矢印が引いてあって、その下に文章があったら、普通、その説明だと思うでしょうから。

多分、本文の項目に対して、ここは違う説明ですよというお気持ちで※を貼りたくなる気持ちは分かります。自分も文章を書いていて、気が付くと、※だらけになったり、“ ”だらけになったりしますが、気を使いすぎて全ページに※が付いてしまったように思えます。

○沖森主査

全体に対するものなのか、個別なものなのかというのは、それによって使い分けるといっても考えられると思います。

○納屋委員

川瀬委員がおっしゃったことに関連して、23 ページを御覧ください。表組みになったときに、下の二つの構成要素（「酉」，「月」）に※が付いています。

○川瀬委員

こういうのはやっぱりすごく意味があると思います。

○納屋委員

必要だと思います。前の方もこういう手当てをしていただきたいと思います。

○沖森主査

ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。（→ 挙手なし。）

では、第1章、第2章につきましては、今回までの御意見等を基に中間報告案として取りまとめたいと思います。また、今後お気付きの点などございましたら、いつでも事務局に御連絡いただきたいと思います。

では、続きまして、配布資料7「付1 漢字の字体・字形に関するQ&A（案）」

についての意見交換に移りたいと思います。こちらも事前にお送りしてあるものですが、その後の変更等も含めまして、事務局から説明をお願いします。

○武田国語調査官

事前にお送りしてありますので、御覧いただいていると思いますが、その後、修正もしていますので、その辺りも含め御説明いたします。

まず、前回の漢字小委員会の御意見を受けて、問いのところに全て「Q」を付けました。「A」に番号を振るかどうかということがありましたが、番号が続いてもうるさいだろうということで、「Q1」－「A」という形になっております。

それから、問いの内容を一言でまとめた部分が、今までは最後にあったのですが、最初に持ってきました。それが【 】のものです。

そして、Aで引かれた端的な回答の後に、説明が続きますが、その説明のところに、例えば「説明」とか「解説」という文言があっているのではないかという御意見がありました。これは、主査打合せ会でもそういった議論はありましたが、余り毎回繰り返すそれが出てくるのもしつこいであろうということがありましたので、最初に「質問に対しては「A」で簡潔に回答し、その後で説明を加えています」と記述し、そこで一括して説明をしました。

またこれも前回の御意見の中で、「Q&A」になると、急に「べき」であるとか「必要である」とか、強い言い方が多いのではないかとありました。もちろん必要などころには残っていますが、全体的に和らげるようにしてあります。

それから、例えば「木」はとめて書くのか、はねて書くのかというときに、これまでは「適切である」、「問題ない」、「誤りではない」という言い方をいろいろランダムに使っていましたが、そこに少し統一性が出るようにと言いますか、ちゃんと段階が分かるようにということで、変えました。推奨できるようなもの、全く問題がなく、むしろ適切であるものは、「適切である」。問題がないものについては「問題がない」。それよりもちょっと程度が低いと言いますか、例えば世の中で慣用としてある字形の方がはっきりと多く使われているというようなことがある場合には「誤りではない」。そういった段階を付けてあります。

今回は問いの番号は付いていませんが、37 ページを御覧ください。「1(5)」として整理したいと思っておりますが、「漢字の正誤の基準と…」という、これまで第1章の6節にあったものを、ここにQ&Aの形で移してあります。ただ、これは前回の主査打合せ会でこういった御議論を頂いて、それを今回、一応、見ていただきたくこちらに作ってお出しするものです。内容まで十分に主査打合せ会で御検討いただいたわけではないのですが、「指針」の目次の中にこの言葉が出るように、Q&Aに入ってくるのがいいのではないかという御提案です。

現段階でまだ残っている課題が幾つかございます。もう少し簡単なものから並べた方がいいのではないかと、学術論文的な言い方はもう少し避けた方がいいのではないかと、と御意見を頂きましたが、そこはまだきちんと手当てが十分にできておりませんので、また今後の課題であろうと思っております。

もう一つは、「Q&A」でこの「指針」の全体が大体つかめるようにということを考えています。先ほどの片仮名と漢字の関係についての御意見もありましたが、まだ十分に網羅されていません。また、ある質問にもう少し解説を加えることで、より多くの漢字について説明できるようなどころもあるかと思えます。中間報告の後になると思いますが、今後も主査打合せ会、漢字小委員会で御議論いただきたいと思っております。

○沖森主査

では、ただ今の御説明に対する質問等ございましたら、お願いします。

(→ 挙手なし。)

では、引き続き協議に移りたいと思います。配布資料7「付1 漢字の字体・字形に関するQ&A(案)」, 追加した部分もございますが、分かりにくいところ、今後工夫が必要なところ等あるかと思えます。時間の関係で十分まだ検討が加えられていないところもございます。今後に向けて御指摘を頂ければと思います。

大部ですので、まずは第1章に相当するQ1から18ページのQ28まで、御意見、御感想等を頂ければと思います。

○川瀬委員

いつも見た目の問題ばかりで恐縮ですが、内容が分かりやすく勉強になる「Q&A」になっていたと思います。

その上で、ぱっと見たときの印象なのですが、Q1, 枠に入った質問の【 】の文言の表記ですが、これはAと同じようにゴシックにした方が、キーワードとして目立つのではないかと思いました。この【 】の中の文字も、見た目の分かりやすさとして、Aのゴシックと同じ字体にすると、恐らくもっと何の質問かぱっと分かりやすいのではないかと思えます。

○鈴木(泰)委員

8ページ, Q13ですが、「【いわゆる間引き字体】」というところです。「パソコンのモニターに出てくる漢字の中に、画数が足りないものがある」、この例があった方が有り難いです。すぐには思い浮かばないので。

○武田国語調査官

中間報告までに入りたいと思います。

○鈴木(泰)委員

もう一つ。

12ページ, Q20について。これはいろいろぶれることがあるという話のところだと思うのですが、Aの第3段落の最初の文章ですが、「ただし、手書きすることは、身体の動きが伴った不安定な行為ですから」とあります。何か字体がいろいろ変わることを説明としては、ちょっと大げさすぎて違和感があります。だから、「いつも同じ形を実現することは難しい」とか、その程度でいいのではないかという気がします。

○納屋委員

最初に、2ページ, Q2について。答えの第2段落の4行目「かえって混乱につながるおそれもあります」とあります。前回、鈴木(泰)委員の御指摘かと思いますが、「混乱」まで行くと、飛躍して読み取りにくいです。最低限「社会的な混乱」くらいかと思いました。

次の段落、「手書き文字の習慣を妨げることがないように手当てが行われました」とありますが、「手当て」というのは、一般の読者からすると分からないと思います。「記されています」という表現がいいと思います。

そうすると、Aは「無理に一致させようとすると、社会的な混乱のおそれがあります」といった表現になるかと思えます。それぞれの表し方の習慣を知っておくのが大切だという配慮を示した方がいいと思います。

○鈴木（泰）委員

今の点なのですが。

たまたまQ2ですね、「混乱」というのは、私もやはり今でも気にはなります。

今、お話の中の「手当て」というのが分かりにくい言葉だというお話もありましたが、「新たな手当てにつながる可能性があります」とか、「手当てが必要になる可能性があります」とか、「手当て」という言葉を使うと、少し具体的にどういうことなのか分かり、評価の言葉として穏当になるのではないかと思います。「混乱」は少し強すぎるような気がします。

○納屋委員

川瀬委員の御発言に関係して、前回、話題になったことだと思いますが、田中委員がおっしゃった「タグ」について。1ページに「質問の始めには、内容の要点を隅付き括弧（【 】）で簡単に示しました。」とありますが、これがあった方がいいのか、ない方がいいのかについて、どのような議論だったのでしょうか。

○武田国語調査官

まず、田中委員がおっしゃっていた「タグ」についてですが、検索のときの一つのキーワードとして、例えば一つの質問の中で一つだけではなく、単語レベルで5個とか6個とか拾っていくというものです。そういったものがあると、検索をしたときに非常に便利だという、そういったお話であったと思います。

今回、紙媒体としてお示しする「Q&A」の中では、そういったタグというものを並べることは考えませんでした。その代わりに、この【 】の中の文言も、今回、まだ十分ではないかもしれませんが、直した上で、後にあるよりも前にあった方が分かりやすいのではないかという御意見を受けて、前の方に持ってきたということです。

○鈴木（泰）委員

もう一つ。14ページQ23のところですか。1行目の「指針注」があります。ここがちょっと重複みだと思います。重複があるがゆえに論旨が分からなくなってしまう感じがあります。

「漢字の指導においては、学年別漢字配当表に示す漢字の字体を標準とすること」との学習指導要領の記述は、漢字の標準的な字体のよりどころを示している」、その後にもまた、「漢字の指導の際には、学習指導要領の「学年別漢字配当表」に示された漢字の字体を標準として指導することを示している」とあります。後の文章は余計なのではないか。それがなくても、後ろにはつながっていきますし、ない方がスムーズに伝わると読めました。

○武田国語調査官

工夫いたします。

○納屋委員

13ページのQ23ですが、私は、この質問をしている方は小学校の先生かと読み取りました。これこそ学校あるいは文部科学省でなさる研修だと思います。「児童が漢字の書き取りテストで、教科書の字とは違うものの「字体についての解説」では認められている形の字を書いてきました」とあります。どこに書いてきたのかが分かりませんが、教室でのことではないかと想像します。「このような場合は、正答として認めるべきなのでしょうか」と、これを小学校の先生がお聞きになっているの

であれば、聞くところが違うと思います。だから、文化庁に聞いているのは変だと思います。

○武田国語調査官

これは確かに学校の先生が質問なさっていると読めますし、そのつもりで書かれたものです。実際に、文化庁国語課では学校の先生方からこういった質問をよく頂いているということがあります。そういったことを念頭に置いて書いたのです。

ただ、中間報告の後に、文部科学省とも十分にその辺りはお話ししたいと思っています。例えば学校の先生が質問するような、こういったものが「Q & A」に入ってくるのは問題なのではないかということが、文部科学省の方であれば、そこはまた再度お考えいただきたいとも思います。ただ、主査打合せ会では、これは教育に直接言及するという事ではないですが、学校の先生方に是非役立てていただきたいということで、かなり直接的ではありますが、こういった「Q & A」を作っています。ですから、そこは正に逆に狙いとしてそこを考えて入れているということになるわけです。

○納屋委員

そうすると、13 ページQ22, こちらは親御さんか、小学校の低学年の先生か、塾の方か、想像してみました。「6, 7歳くらいの子供に対しても、点画の長さやとめ・はね・接し方が「字体についての解説」のように緩やかに幅広く認められていることを前提に指導すべきなのでしょうか。」とありますが、「指導」でいいのですか。なじまないと思います。

Aの「発達段階に配慮した指導も大切です」は、ここで取り扱っていいのかと思います。家庭教育のことを言っているような感じはしますが、「指導」とは具体的なやり方についてのものですから。

○棚橋委員

今の納屋委員の御意見に対しては、学校教育に携わっていた者とする、やはりこれはAの1行目からも書いてありますように、教育関係者の方に理解していただくのが非常に大きい目的だと思います。

確かに省庁をまたいでしまうというようなことで、武田国語調査官からも調整をされると言っていたと思いますが、この「Q & A」のほとんどの部分が字形の細かい違いのことを問題にしていると思います。これを一番見るのは誰かという、教育関係者だと思うのです。一般の方ももちろん興味を持って御覧になるとは思いますが、一般の方が、はねるか、とめるかということをもそんなに日常的に気になさっているとは決して思えません。だから、これは教育関係者に対してものを言うていくのだというのが隠れた目的かもしれませんが、非常に大きい目的だと思います。

ですから、私は、こういうところは必要だと思いますし、これは明らかに家庭というよりも、Q22については学校教育を念頭に置いた問いと答えになっているのではないかと思います。

○納屋委員

棚橋委員に、質問をさせていただきたいのですが、「Q & A」は学校の先生だけが読むのでしょうか。

○棚橋委員

いえ、もちろんそんなことは決してありません。ただ、やはり小・中学校のうちにどうい漢字教育を受けているかによって、私たちの社会での漢字の問題も起こってきます。こういうところを教育関係者の方に非常に意識して読んでほしいというのが、私個人の思いかもしれませんが、強く意識するべきところだと思っております。

○納屋委員

多分、私も同じ気持ちですが、だからこそ初めのところの議論で申し上げましたが、大きな位置付けをしておく必要があると思います。そこで省庁間の連携したやりとりができると思いますし、この設問は一過性だと思います。5年後、この「Q & A」を見て、一般の方がまだ学校でもこんなことになっているのかと思われる方が弊害が大きいかと思えます。だから、文部科学省から出ている通知のような内容をこうやって直接出すのはおかしい。それぞれの分野別にやっている手続であって、一般の方に対して文化庁から出すものではない。そこの仕切りをちゃんとした方がよろしいと思います。

○沖森主査

この問題は事務局とも相談いたしまして、省庁間でも今後検討していきたいと思えます。

では、時間がございませんので、Q29から最後まで、あわせてQ28まででも結構ですので御意見を頂きたいと思えます。

○関根委員

誰に対して言っているのかといった今までの議論について、そういうのが気になったのは、例えばQ28「【窓口業務で問題になる字】」など、あるいは時々役所で、あるいは金融機関で、とありますが、その辺りをもうちょっと分かりやすくした方がいいと思います。つまり、戸籍業務に関して問題になるものもあるし、Q28の「よく問題になる漢字があたったら教えてください」という文言についても、漠然とした言い方で、これは例えば受け付ける側からすると、受け付けるときに注意すべき漢字ということになります。

あるいは、書く側、市民の側からすると、要するに手書きするときどちらでもいいという話になるけれども、間違えられることがあるからしっかり書くんだということになるから、その辺りが曖昧です。それを整理したいと思えます。

それに関連すると、2点しんにゅうのことなどについて、第1章でも、「Q & A」でも、あえて窓口業務とは別の扱いをしている、というのがあります。これも、「その場合があります」というような言い方があって、窓口業務の人、戸籍係の人は「常用漢字表」をよく使っている、手掛かりにしているという話もありました。そういう人たちにとってみると、では、どの字に関してなのかということを知りたいのではないかと思えます。戸籍で別字として扱うのは、しんにゅうと、「吉」と、それだけのように見えるのです。あるいは、もしほかにあるのだったら教えてほしいという思いも出てくるのではないか。例えばこのQ28に出ている「西」などもそうです。まとめて整理するのはちょっと難しいですか。

○武田国語調査官

ここを曖昧な書き方にしているのは、窓口の方々にアンケートでどういう字が問題になるかということを知りたいことを二つに分けて聞きました。一つは、印刷文字と手書きの文字との理解がうまくされていない、そこで問題が起きる字はどのようなものですか。

もう一つは、楷書でいろいろな書き方があるものについて問題になるものがありますかということを知りました。やはり回答を見ても、かなりごちゃごちゃになっていました。

ですから、ここも単純にどういう字が問題になるか、どこが問題になるかということだけを並べてみたのですが、確かにもう少し踏み込んだ書き方ができるのかもしれない。そこはもう少し工夫したいと思います。

○関根委員

そこを整理すると、分かりやすいものになるのではないかと思います。

○武田国語調査官

はい。ただ、その一方で、戸籍業務の手引みたいなものがありまして、それを見ますと、どうしても「常用漢字表」の考え方と違うところが相当あります。もっと細かかったり、あるいはふだん見たこともないような字がその本の中にはたくさん出てきます。ですから、その辺りももっと説明できればいいのですが、説明してしまうと、また窓口業務のお仕事を邪魔することにもなるかもしれない。どの辺りまで踏み込めるのかというところが難しいところかと思っています。

これが中間報告になりましたら、関係各所、例えば法務省や、全国の戸籍あるいは住民基本台帳の窓口の関係でできている全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会という団体などにこれを送付して、御意見を頂きたいと思っております。どういうところが要らないか、あるいはこういうことがあったらいいのではないかということなども含めて御意見を頂いて、生かしていければいいと考えています。

○関根委員

もう一つ、それに関連して、Q48のしんにゅうのところ、「戸籍などにおいては、個人の特定という観点から」とあるのですが、この「個人の特定という観点から」という理由付けはちょっと危険かと思っています。いろいろなほかの俗字も認めろということになるし、必ずしも「個人の特定という観点から」使い分けているわけではないと思います。ここも検討した方がいいかと思っています。

○納屋委員

関根委員がおっしゃったこと、私も関心があります。第1章、11ページの四角囲みの部分「窓口業務における漢字の取扱いについて」で「戸籍・住民基本台帳等に関する業務の現状を改めることを要請するものではない」と明確に書かれておりますが、私はこれがいいと思います。「Q&A」で取り上げた問題も、意味合いがよく分かりにくいと思います。

自分の体験を通して思いますが、犯罪を防止するための本人確認の厳格化はめちゃくちゃです。一方で、手書き文字の価値もあります。そこが分かるようなことを「Q&A」に書くのがいいと思います。

○鈴木（泰）委員

今、話を聞いていて、総務省かどこかに手書き文字と印刷文字との違いについて認知するよう、勉強するよう、通達を出してもらいたいので、ここで扱う問題ではないと思いますが、そういう提言でもしたらどうでしょうか。

さて、私の質問は31ページのQ54ですが、「【方向、つけるか、はなすか】「言」の1画目と2画目と「玄」の1画目と2画目とを、同じように書いてはいけなんでしょうか」について。私、最初に読んだとき、下に例が出ている「言」と同じよ

うに、「玄」をこういうバリエーションで書いていいのかと解釈してしまいました。「言」が3種類のバリエーションを持っているのと同じように、「玄」も3種類のバリエーションを持っているとも採れてしまいます。文脈が曖昧だと思うので、むしろ「言」とか「玄」を使わないで、構成部分だけを挙げた方が分かりやすいと思います。

○川瀬委員

非常に細かいところと、見た目についてです。25 ページのQ41「【JISコードとの関係】」のところで、すごく些末な指摘ですが、「填」が2種類出てくることによるトラブルについて、Aの下から二つ目の段落に「社会問題化します」とあります。「補填」しか出てこないという状況が続きましたでいいかなと思います。「社会問題」は、やはり国民の生命・財産に危害が及ぶような事態かと思imasので、もちろん漢字の世界では社会問題だと思いますが、もう少し普通の言葉でいいかと思いました。

あと、前回、私が申し上げたことです。27 ページのQ44の「柿（こけら）」ですが、この「柿（かき）」と「柿（こけら）」がどう見ても一緒に見えます。じっくり眺めてもらうには面白いかもしれませんが、明朝体ではなく、別の字体で、なべぶたと一の突き抜けが分かるものでないと、どう見てもやはりこれは同じ字だと思います。

それとQ50について。「冒」の間違った例、上の「日」を小さくしては駄目だというところに間違った例だけがぼつんと書いてありますが、やはり正しい「冒」があった方がいいと思います。上の「日」が小さい間違っただけがあって、その横に「冒」が並ぶと、より分かりやすいかと思いました。

○納屋委員

37 ページについてです。全体に絡んでいることだと思うので、指摘をさせていただきます。表題にある「正誤の基準」と、例えば13 ページのQ22、3行目にある「とめ、はね、接し方等が、その漢字の字体の判別に関わらないような場合には正解とした上で」の「判別」はどう違うのでしょうか。どこをどういうふうに正誤なのか、どこをどういうふうに判別なのか、これは当たっておく必要があるかと思いました。

○沖森主査

ほかにございますでしょうか。（→ 挙手なし。）

「Q&A」についてまだいろいろと御意見はあるかと思いますが、取りあえずはここで協議を打ち切らせていただきます。今後、お気づきの点がございましたら、できるだけ早く事務局に御連絡いただきたいと思います。今後、その御意見等を十分検討し、工夫をしていきたいと思imas。

では最後、配布資料8に参ります。「付2 字形比較表及び索引（案）」に関する協議に移りたいと思imas。本日は、見本として御覧いただくものしか出せておりませんし、また、作業の関係で月末の国語分科会でも見本の段階ということになるかと思imas。その辺りも含めまして、事務局から簡単に説明をお願いします。

○武田国語調査官

以前一度、このひな形になるものはお示ししております。1 ページ目、2 ページ目の例を前に御覧いただいたことがありましたが、それが実際に印刷業者をお願いして、少しずつこちらに出てきているところです。今回はその最初の10 ページを見

本として御覧いただきたく、お出ししました。

各欄の説明ですが、配布資料8の表紙に各欄についての説明があります。先ほどもお話がありましたが、説明しておくべきところとして、「印刷文字の字形の例」に四つの印刷文字が並んでいます。これも前にお示しした際には実際の文字が入っていませんでしたが、今回のものは、実際に「指針」に使う字になると思います。

ここには、左から明朝体―「常用漢字表」も明朝体で示されているのですが、それとできるだけ何かしらの字形の差があるものを12種類の明朝体と見比べながら、その中で一番いいものを入れました。例えば、本当に細かいですが、16番に「衣」があります。これはなべぶたの下に「イ」のような形がありますが、このなべぶたの下の1画目、2画目のところがくっついているか、ちょっと離れているか、始筆のところの表現があるかないかという差です。そういう細かいところなので、見ても分からないかもしれませんが、そういったものを探して並べました。

2列目はゴシック体で、ゴシック体の書体はいろいろありますけれども、今はそのうちの一つを入れてあります。

3列目は、主査打合せ会でユニバーサルデザイン・フォントというものが、今、だんだん広がっていて、それを使ってはどうかと御提案がありました。これも6種類の中から選んだものです。

4列目は教科書体です。教科書体は、学年別漢字配当表の字をそのまま使うというのではなく、あるフォント会社の教科書体をそのまま使ったものです。

その次、「手書き文字の字形の例」には、1種類から3種類の字を書いて、それをスキャンしています。この筆耕の部分は非常に丁寧にやっただいておきますので、まだ書き終わっていないところがあります。2,136字のうち、1,700字ぐらいは終わっていますが、その関係で、今回の国語分科会に全体をお示しすることは難しいと思っております。

初めて印刷会社から上がってきて、私たちも思っていたよりいろいろ細かいところが分かるかと思っておりますが、これも主査打合せ会で一字一字見ていただいて、直すべきところは今後直していただきたいと思っております。

また、第2章の関連項目、「Q&A」の関連項目をここに掲げるということになっております。まだ「Q&A」が固まっておきませんので、今は「問○、○」と書いてありますが、ここは例えば「問1、2」とか、そういう形で入れられるところには入れていくことになるかと思っております。

○沖森主査

では、ただ今の御説明に対して質問等ございましたら、お願いします。

(→ 挙手なし。)

では、協議に移りたいと思っております。御自由に御発言いただきたいと思っております。何か御意見等ございますでしょうか。

○川瀬委員

これこそ、この表の中の「など」は要らないのではないですか。全部に「手書き文字の字形の例」と上に書いてありますし、付表ですので、ここの「など」は全部要らないのではないかと思います。

○武田国語調査官

ここが三つまでしか字が挙げられないということで、それだけではないのですということができるだけしつこくお伝えしたいという「など」なのです。

恐れていることは、これが何かの標準や見本になってしまう可能性があるという

ことです。そのことについては、配布資料 8 の表紙に大げさなのですが、「手書き文字の字形の例」の欄の説明に、「ここに例として掲げた手書き文字の字形は、飽くまでもその漢字において実現し得る字形のごく一部であり、いかなる意味においても標準の字形又は推奨すべき字形として示すものではない。」と、ここまで書いています。

これはまた主査打合せ会でもう少し練り直していただくことになると思います。そういったことを恐れています。それでしつこく「など」としているということです。

○沖森主査

ほかに御質問、御意見等ございましたら、お願いします。まだ作業中ですので、まとまった形ではお見せできない段階ですが、何か御感想等ございましたら、お願いいたします。

○納屋委員

私が気になっているのは、1 ページの 23「為」です。このユニバーサルデザイン・フォントを若い人はよく見ていると思います。ほかの三つと比べても、点の位置が左側に来ているような感じがします。手書き文字の斜めになっているところと、かなりの違いがあります。こういう傾向が、やがて影響が出てくるのではないかと思いますので、ここに挙げていることの価値はあると思います。

○沖森主査

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。（→ 挙手なし。）

では、配布資料 8 についての協議はこれにて打ち切らせていただきます。今後、事務局には鋭意作業を進めていただき、できるだけ早い段階でまとまったものにしていき、お見せできればと思っております。

ほかに、特に協議の事項、御意見等ございせんか。（→ 挙手なし。）

なければ、本日の協議については以上で終わりにしたいと思います。

先ほども申し上げたように、10 月 30 日に今期 2 回目の国語分科会が予定されております。そのときには、本日までの漢字小委員会での議論を取りまとめた中間報告をすることになっております。本日の御議論を反映した上で、各資料を通しページにするなど、可能な範囲でまとまった形式にして中間報告（案）として提出したいと考えております。

ついでには、この後の修正等については、私に御一任いただけるとありがたいのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。（→ 了承。）

どうもありがとうございました。では、中間報告（案）につきましては、国語分科会での了承を経て、その内容を関係団体などにもお送りしたいと考えております。その上で御意見を頂き、また修正を加えていきたいと考えております。今後も数か月の間、「指針」の検討を続けていただくわけですが、これまで頂いた御意見、御尽力に心より感謝申し上げます。

それでは、本日の漢字小委員会はこれで閉会といたします。御出席、どうもありがとうございました。